

令和3年6月23日

区内保育施設在園児童保護者の皆様
区内保育施設入園予定児童保護者の皆様

千代田区教育委員会事務局子ども部
子ども支援課長 新井 玉江

保育園等における新型コロナウイルス感染症に伴う対応について

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、保育園等における感染対策にご協力いただき、まことにありがとうございます。

東京都では、6月20日をもって緊急事態宣言は解除され、まん延防止措置が実施されることとなりましたが、依然、保育園等における感染防止対策が必要な状況は変わらない厳しい状況です。

各園において、今後も感染防止対策を徹底しながら保育活動を行うにあたり、当面の間、コロナ禍における特例的な対応を継続することといたします。

記

1 保育料の充当等

現在、行っております登園自粛時の保育料の充当等の対応につきましては、継続いたします。

2 長期に登園を自粛される方への退園の扱いの除外について

新型コロナウイルス感染を避けるため登園を自粛した期間につきましては、入園案内等でご案内している「2か月を超えて登園できない場合は退園となります」には含みません。

3 育児休業からの復職について

7月までに登園を開始していただくよう、お願いしたところですが、育児休業の延長が可能な方は、園にご相談ください。

※ なお、今回の通知内容の取り扱いを変更する場合は、あらためてお知らせいたします。
(目安として9月末までは特例対応の継続を考えております。)

《問い合わせ先》子ども部子ども支援課
電話：03-5211-4119